

社会保険加入対策について

① 社会保険加入対策の概要と加入状況等

② 未加入企業に対し建設業の許可・更新を認めない仕組みの検討状況

③ 法定福利費の確保

④ 建設業団体や地域における積極的な取組

⑤ その他

中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す**ことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
 - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9)

7. その他

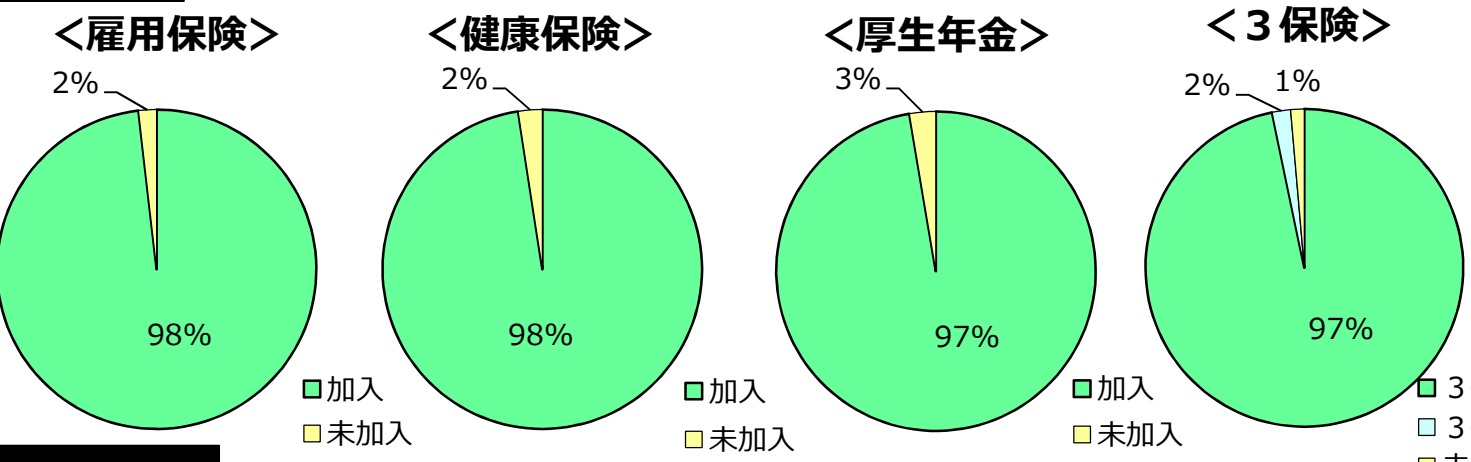
- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～)
 - ・「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1)

社会保険加入状況調査結果について

○ 公共事業労務費調査（平成29年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**健康保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.4%] となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では91%** [対前年度比+7.1%]、**健康保険では89%** [対前年度比+8.3%]、**厚生年金保険では86%** [対前年度比+8.3%] となっています。

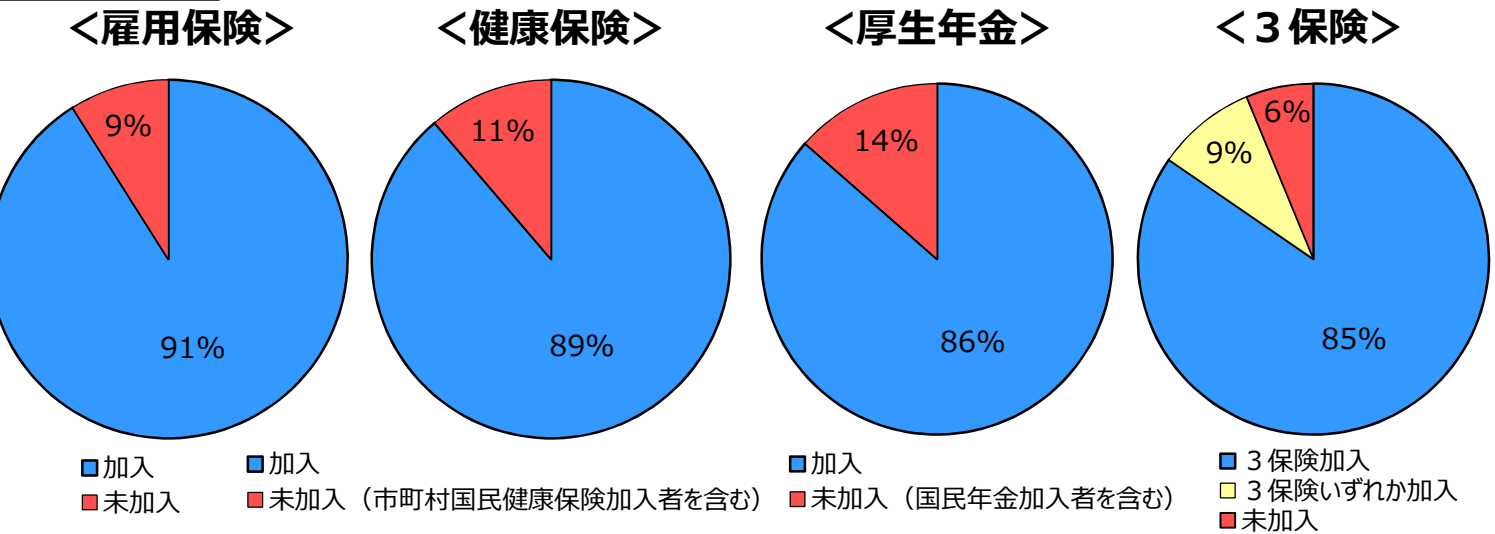
企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 94% | 86% | 86% | 84% |
| H24.10 | 95% | 89% | 89% | 87% |
| H25.10 | 96% | 92% | 91% | 90% |
| H26.10 | 96% | 94% | 94% | 93% |
| H27.10 | 98% | 97% | 96% | 96% |
| H28.10 | 98% | 97% | 97% | 96% |
| H29.10 | 98% | 98% | 97% | 97% |

労働者別



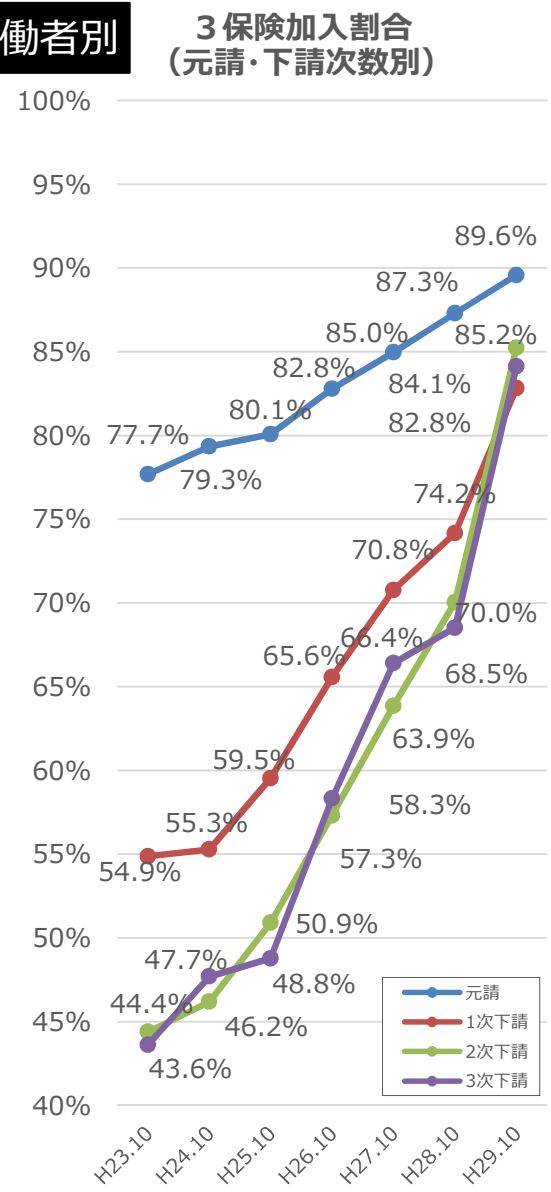
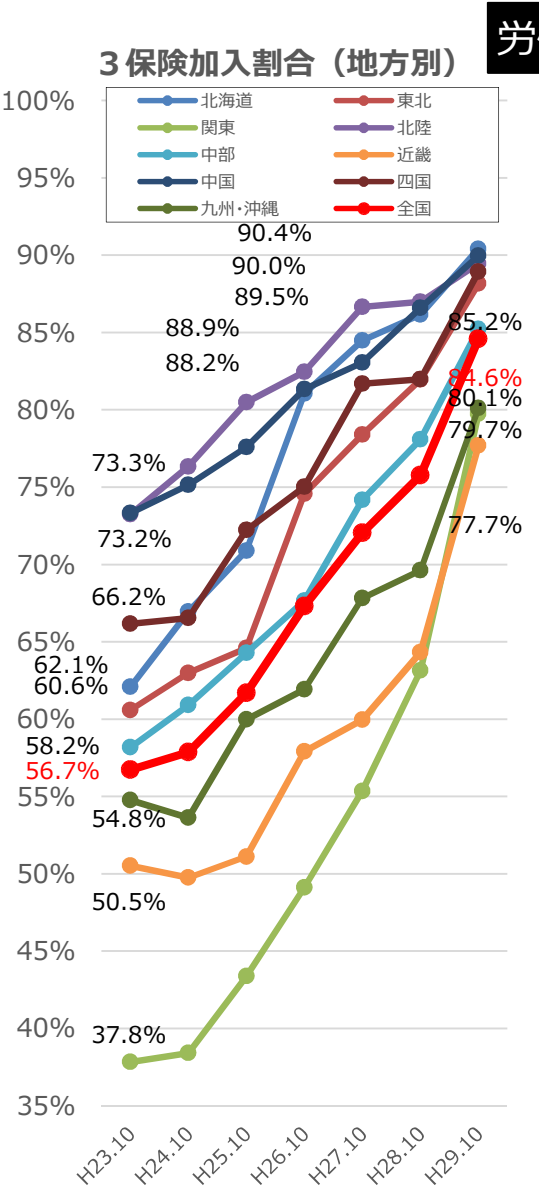
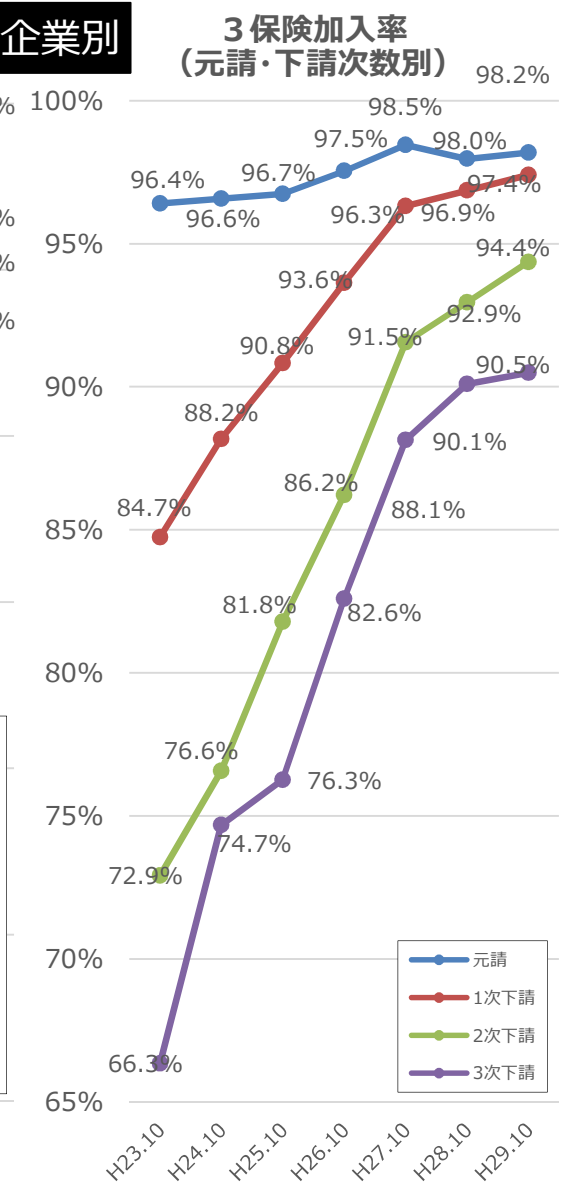
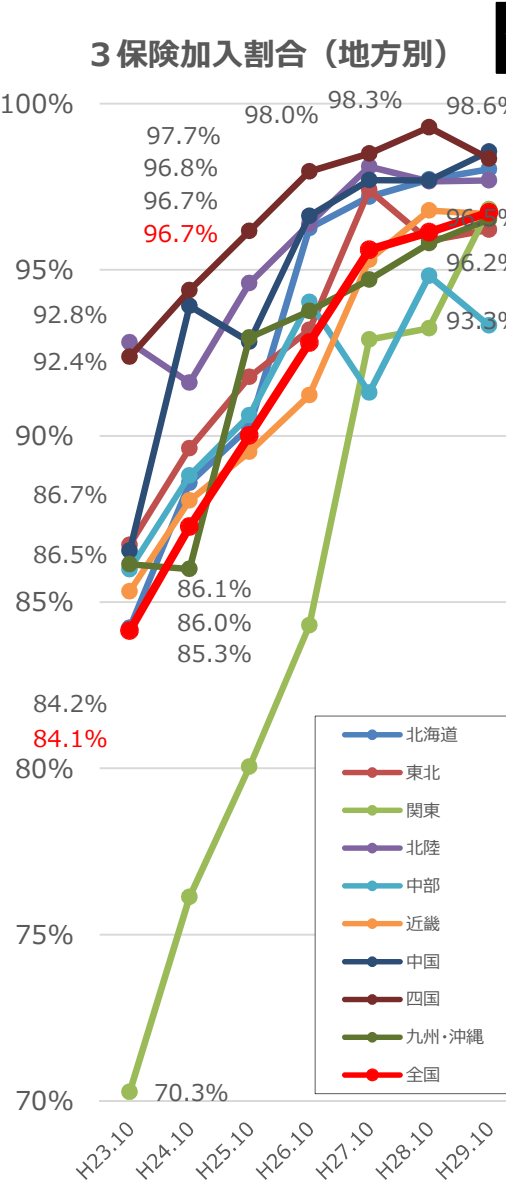
労働者別・3保険別加入割合の推移

| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 75% | 60% | 58% | 57% |
| H24.10 | 75% | 61% | 60% | 58% |
| H25.10 | 76% | 66% | 64% | 62% |
| H26.10 | 79% | 72% | 69% | 67% |
| H27.10 | 82% | 77% | 74% | 72% |
| H28.10 | 84% | 80% | 78% | 76% |
| H29.10 | 91% | 89% | 86% | 85% |

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査、平成29年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあり、地方別及び次数別においても加入割合の差が縮まっています。



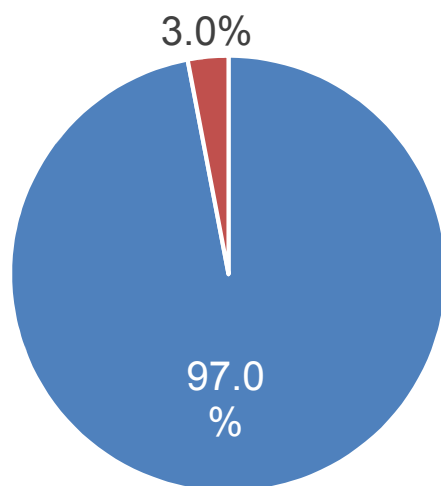
○ 許可処理システムの情報により集計（平成30年5月31日現在）

- ・ 加入率は、**雇用保険では97.0%**、**健康保険では94.7%**、**厚生年金保険では94.5%**、**3保険では93.0%**（※）。

※建設業者の一般的な情報については許可処理システムにて管理しており、そのうち社会保険の加入状況の許可処理システムへの入力率は平成30年5月31日現在で約98%である。このシステムへの入力率を100%に補正した場合の加入率を提示。

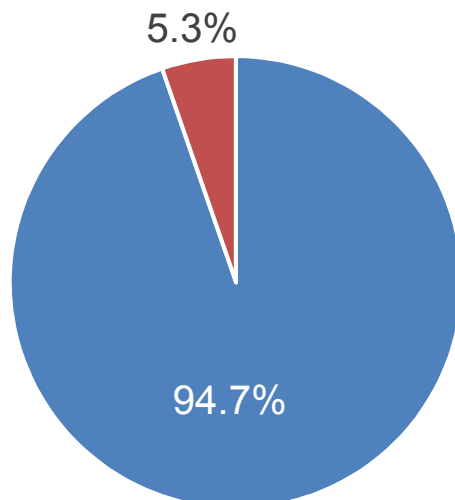
- ・ 未加入の建設業者については厚生労働省へ通報。通報後の加入状況については、順次厚生労働省から回報されている（厚生労働省の指導等により加入に至った場合、加入率は上昇することとなる）。

<雇用保険>



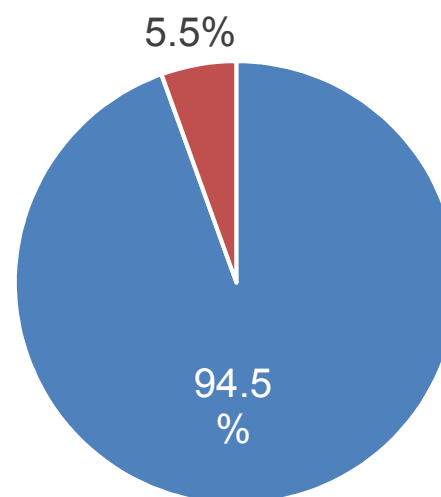
■ 加入(適用除外含む)
■ 未加入

<健康保険>



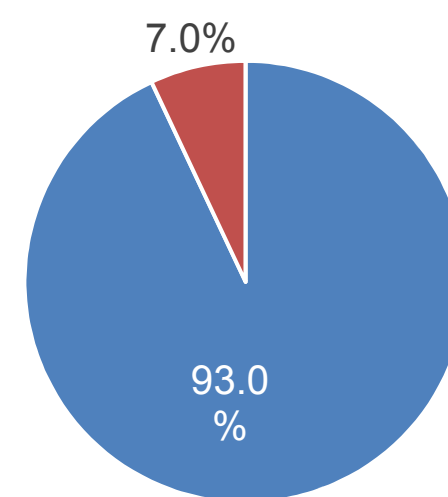
■ 加入(適用除外含む)
■ 未加入

<厚生年金保険>



■ 加入(適用除外含む)
■ 未加入

<3保険>



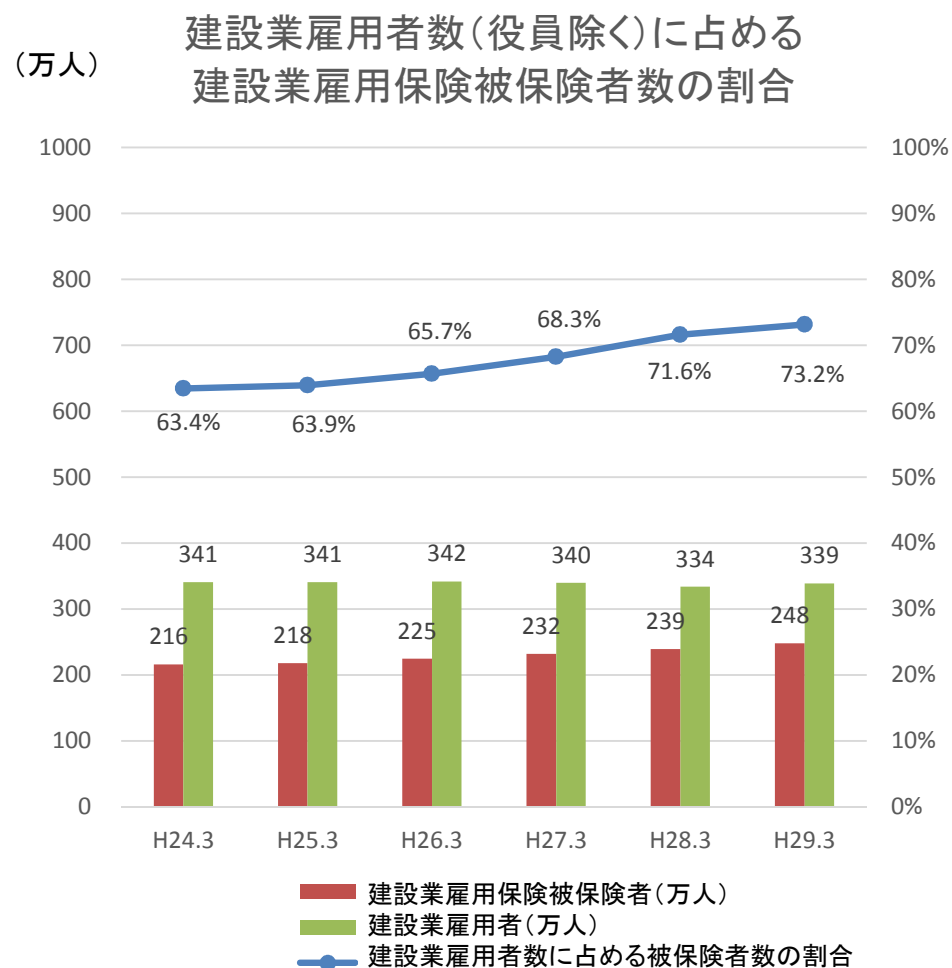
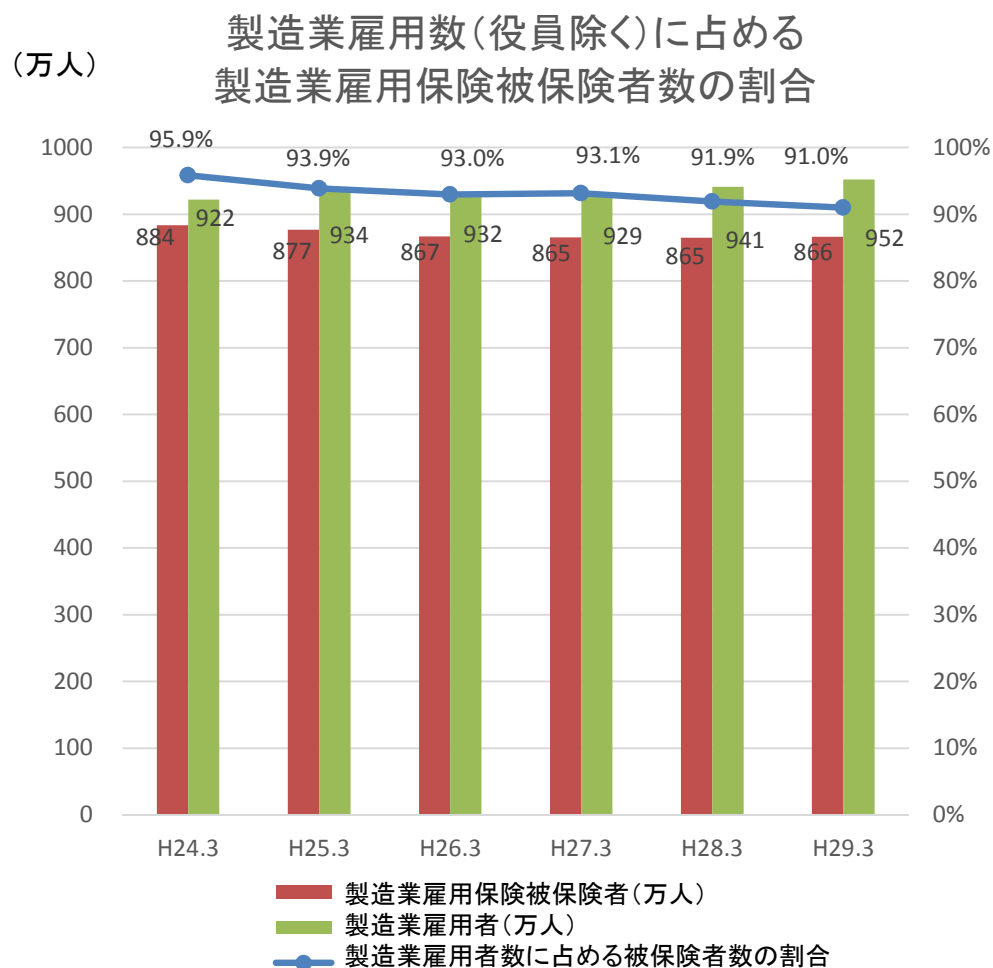
■ 加入(適用除外含む)
■ 未加入

※円グラフの数値は、平成30年5月31日時点の入力状況をもとに算出した推計値

『雇用保険事業年報』(厚生労働省)における「雇用保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数(役員を除く)」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数(役員除く)及び分子である雇用保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※『労働力調査』における「雇用者」と、雇用保険が適用される者は、実際には一致しない



出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」

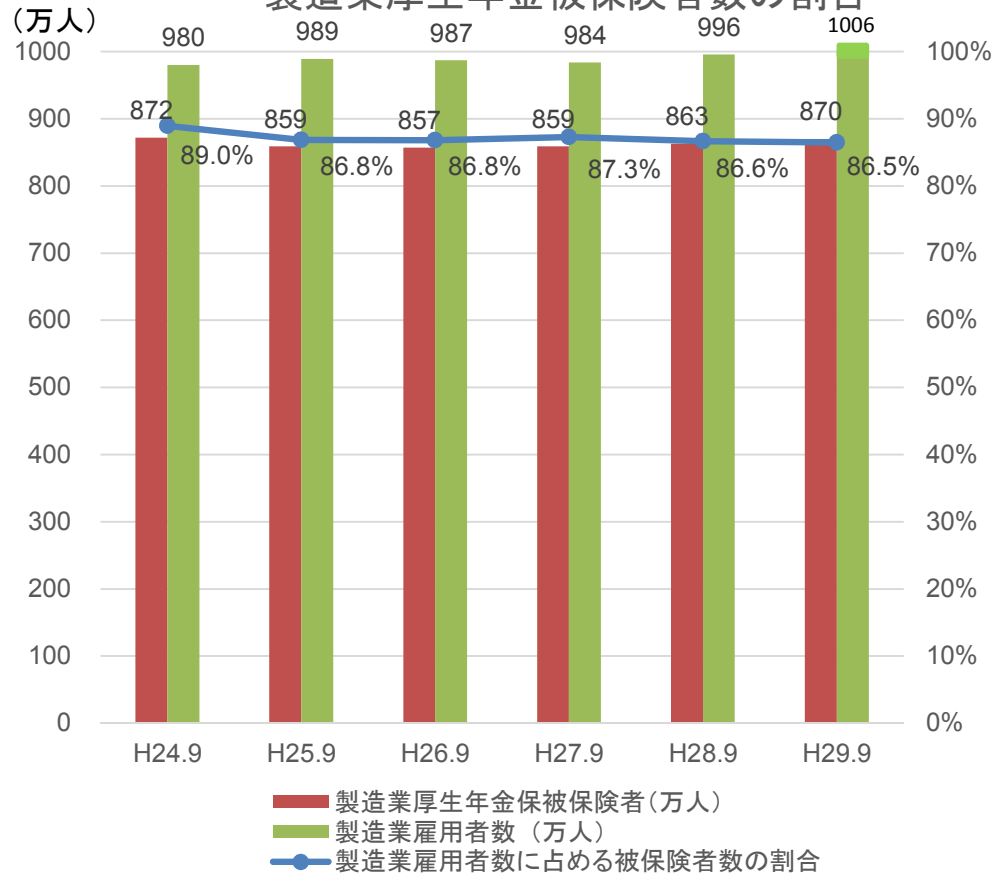
『厚生年金保険業態別規模別適用状況調』(厚生労働省)における「厚生年金保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※ この場合、分母である雇用者数及び分子である厚生年金保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

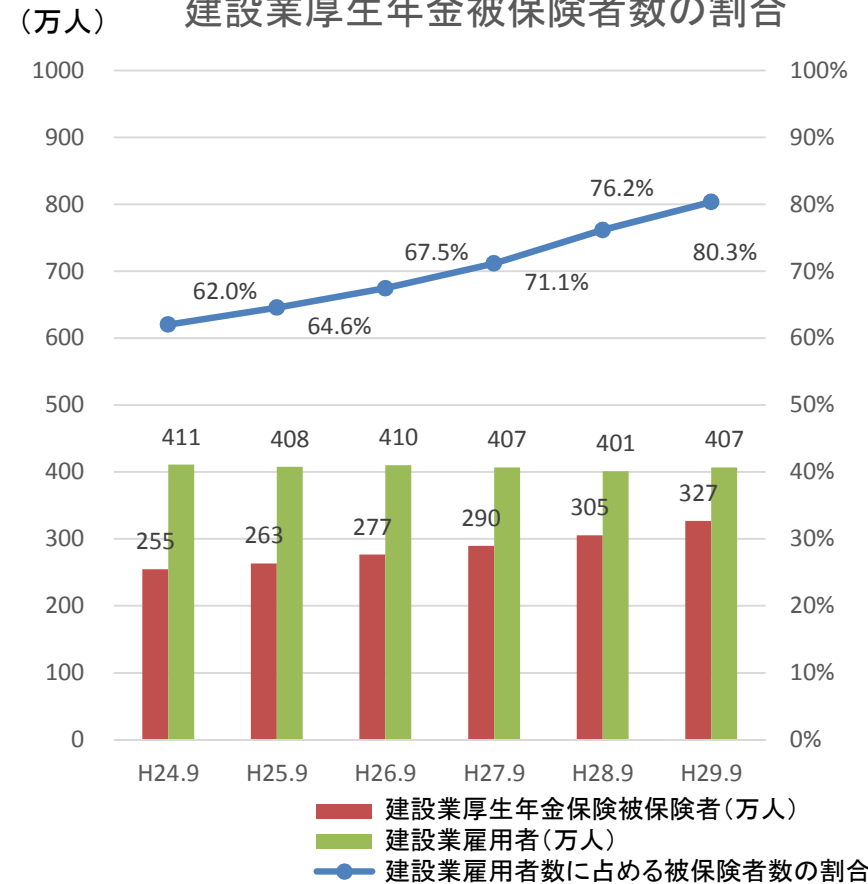
※ 『労働力調査』における「雇用者」と、厚生年金保険が適用される者は、実際には一致しない(例えば、厚生年金保険の適用されない、常用労働者が5人未満の事業者)に使用される労働者も、分母に含まれる)

※なお、健康保険加入率については、統一的な被保険者数のデータが把握できない

製造業雇用者数に占める 製造業厚生年金被保険者数の割合



建設業雇用者数に占める 建設業厚生年金被保険者数の割合



社会保険加入対策の今後の取組の方向性

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間において、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
 - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
 - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
 - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
 - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
 - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
 - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
 - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正(加入企業に限定する規定を創設)の検討
 - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
 - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

① 社会保険加入対策の概要と加入状況等

② 未加入企業に対し建設業の許可・更新を認めない仕組みの検討状況

③ 法定福利費の確保

④ 建設業団体や地域における積極的な取組

⑤ その他

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日公表)

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ② 受注者による工期ダンピングの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

(2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
- ② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

※ 今後、民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進、民法改正への対応、建設産業の経営力の向上についてもさらに検討。

2. 処遇改善(社会保険関係)

現状・課題

- 約6年間の社会保険未加入対策の効果もあり、社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請企業になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

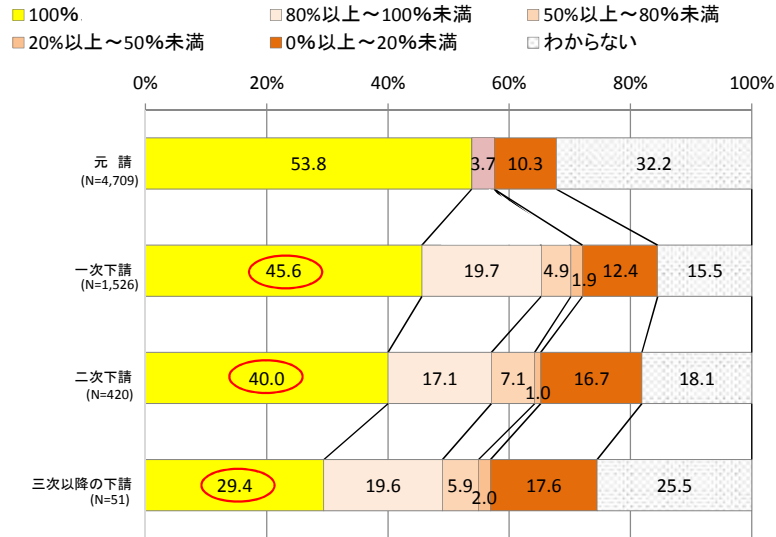
| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 94% | 86% | 86% | 84% |
| H24.10 | 95% | 89% | 89% | 87% |
| H25.10 | 96% | 92% | 91% | 90% |
| H26.10 | 96% | 94% | 94% | 93% |
| H27.10 | 98% | 97% | 96% | 96% |
| H28.10 | 98% | 97% | 97% | 96% |
| H29.10 | 98% | 98% | 97% | 97% |

元請: 98.2%
1次下請: 97.4%
2次下請: 94.4%
3次下請: 90.5%

出典: 公共事業労務費調査

- 下位の下請企業ほど、法定福利費を100%受け取れた工事の割合が減少。

法定福利費の受取状況



- 下請代金のうちの労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)の現金払は約9割となっているが、残りの1割は手形等での支払いとなっている。

対応の方向性

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

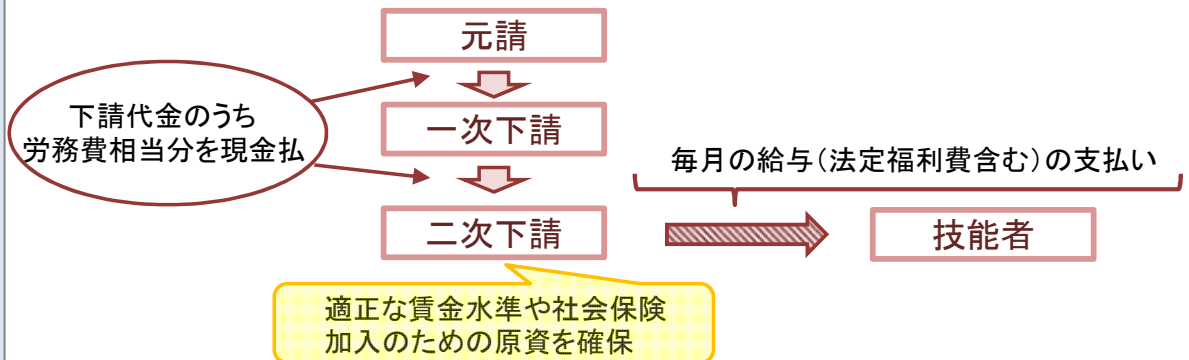
- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築

<参考> 現行の許可要件

| | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 経営の安定性 | 経営能力 (経營業務管理責任者) |
| | 財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用) |
| (2) 技術力 | 業種ごとの技術力 (営業所専任技術者) |
| (3) 適格性 | 誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除) |

② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

下請代金のうち労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)については、手形ではなく現金払が徹底されるよう規範を強化



※この他以下についても併せて取り組む

- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを踏まえ、「未加入企業を下請企業に選定しない」「適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めない」などの取扱いを更に徹底
- ・施工体系図における未加入企業の「見える化」などを検討
- ・法定福利費が下請建設企業まで行き渡っているか継続的なモニタリング調査を実施
- ・標準請負契約約款等を活用した法定福利費の内訳明示の取組を徹底

第2 具体的施策

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

(略)

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

(略)

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

(略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

(略)

ii) 各業種における生産性向上の具体的な取組の促進 (縦の軸)

(略)

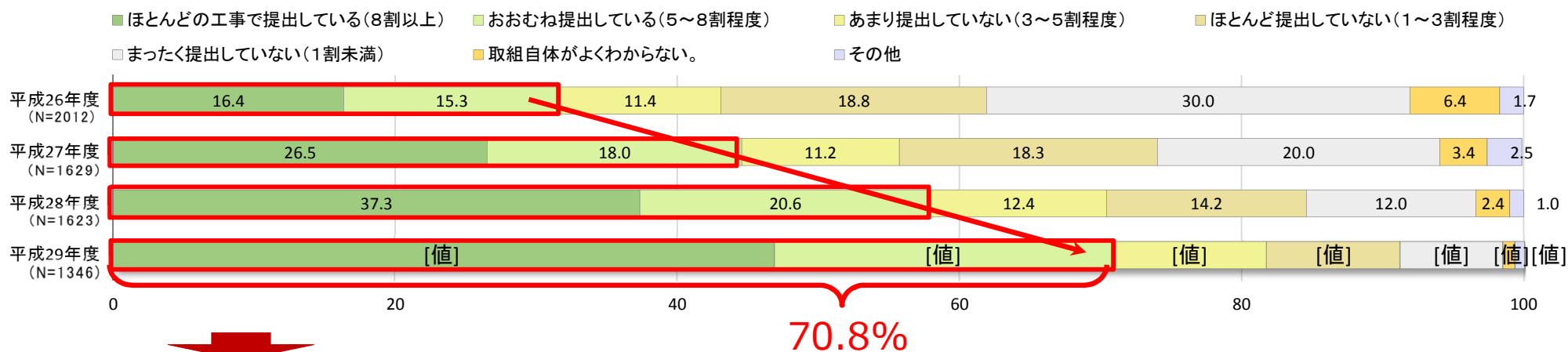
- ・中小企業等経営強化法に基づく業種の特성에応じた生産性の向上を強化するため、実施状況のフォローアップを踏まえ、生産性の低い業種の指針の策定、事業者の計画認定拡大を進めるとともに、事業者団体との連携・推進体制づくりを進める。
- ・以下の業種別施策を含めた業種の特性に応じた生産性向上の取組と、上記 i) の各種施策との相乗効果が発揮されるよう、中小企業政策としての横串を刺しながら、関係省庁・業界団体等の連携体制を強化し、各業種における生産性向上施策の実効性を高める。
 - －【建設】社会保険加入の徹底や現場技術者の配置要件の合理化、受発注者双方の責務の明確化等について関係法令の改正を含めた検討を行うとともに、建設キャリアアップシステムの本年秋の稼働や施工時期の平準化などの取組を推進する。

- ① 社会保険加入対策の概要と加入状況等
- ② 未加入企業に対し建設業の許可・更新を認めない仕組みの検討状況
- ③ 法定福利費の確保
- ④ 建設業団体や地域における積極的な取組
- ⑤ その他

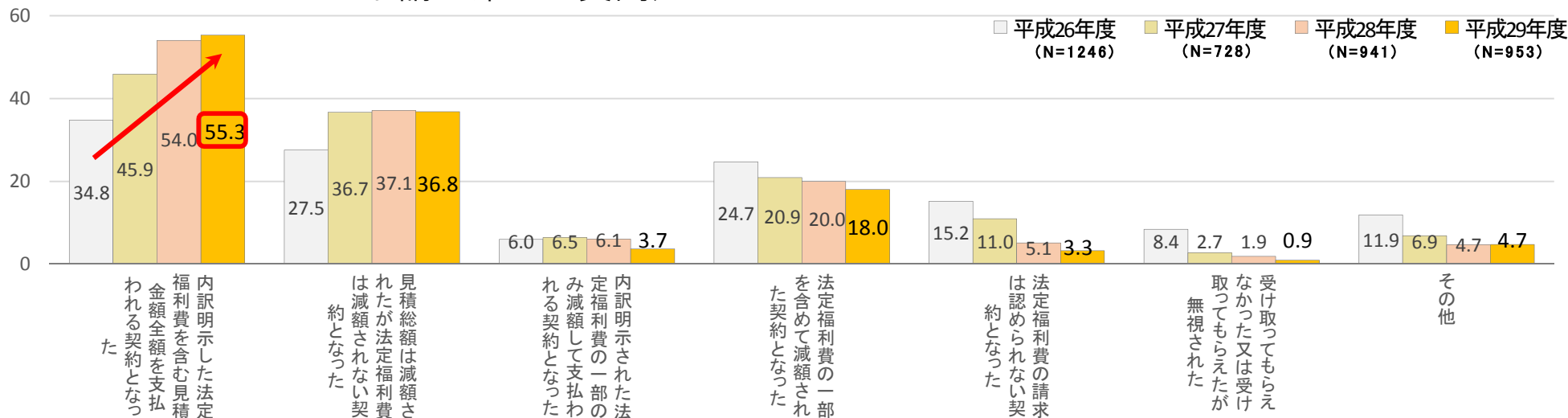
法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

- 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成26年度からアンケート調査を実施。
- 平成29年度に実施した調査では、下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約7割で、昨年度から約1.3ポイント増加。
- また、見積書を提出した結果、昨年度から約1ポイント増の約5.5%が「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額を支払われる契約となった」と回答。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>



<標準見積書を提出した結果（下請企業への質問）>



社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査の概要

<目的>

平成29年度が社会保険加入対策の目標年次であることを踏まえ、社会保険の加入や賃金の支払い状況について実態を把握し、更なる取組を検討するための基礎資料とする。

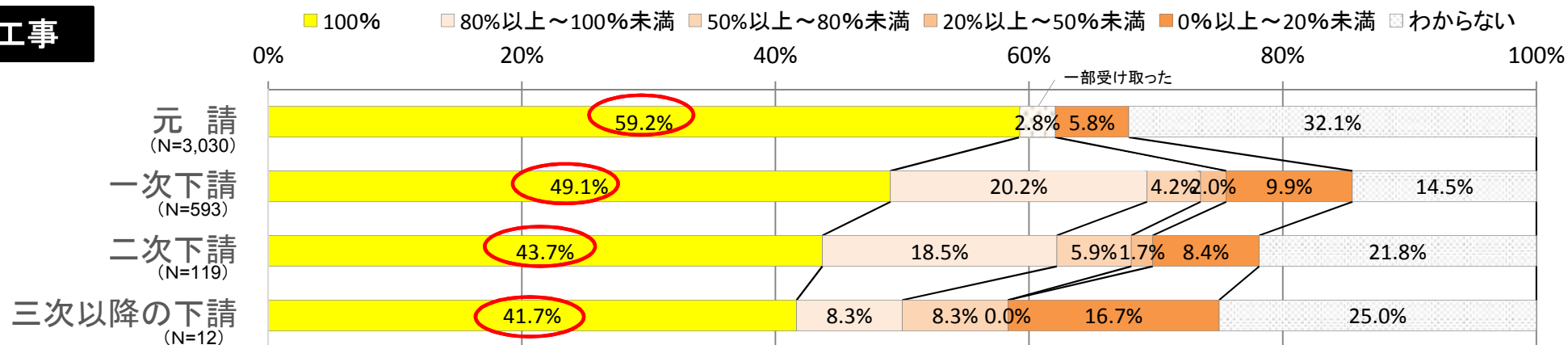
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から28,000者を実無作為に抽出
2. 有効回答 6,888者
3. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
4. 調査項目
 - (1) 企業の概要
企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地
 - (2) 社会保険の加入状況
企業ベースの加入状況、直近の一現場に從事した技能労働者の加入状況
 - (3) 賃金の支払い状況
直近の一現場に從事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (4) 法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)
※現場については、元・下/次数/公共・民間/規模/地域といった属性も調査
5. 調査時期 平成29年9月末～11月中旬

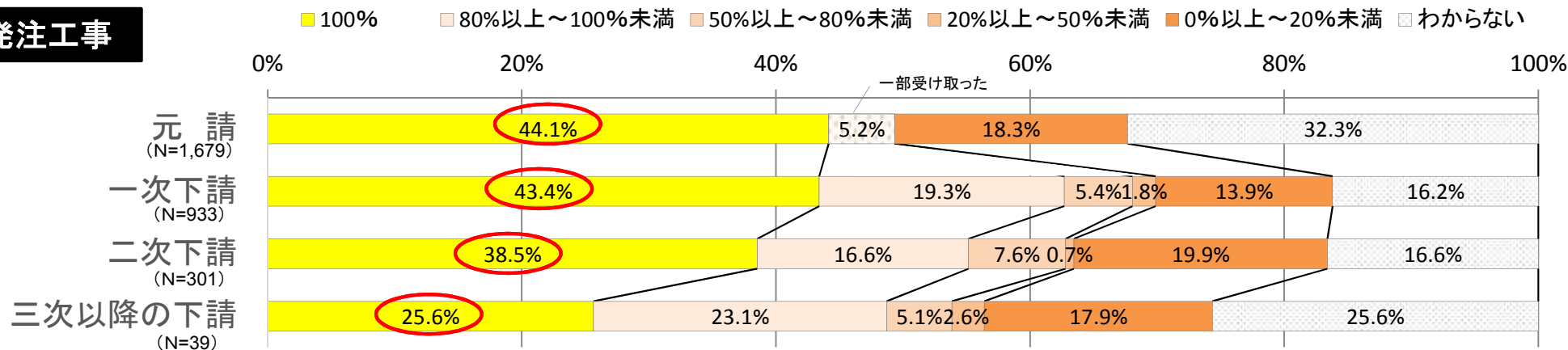
実態調査の結果(法定福利費の受取状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を全額受け取れた工事の割合が減少。
- 公共工事では、元請企業は約6割(59.2%)の工事で法定福利費を全額受け取っている一方、一次以下の下請企業が全額受け取れた工事は5割を下回っている。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を全額受け取れた工事の割合が低く、20%未満しか受け取れなかった工事の割合が多い。また、三次以下の下請企業が全額受け取れた工事の割合は3割を下回っている。

公共工事



民間発注工事



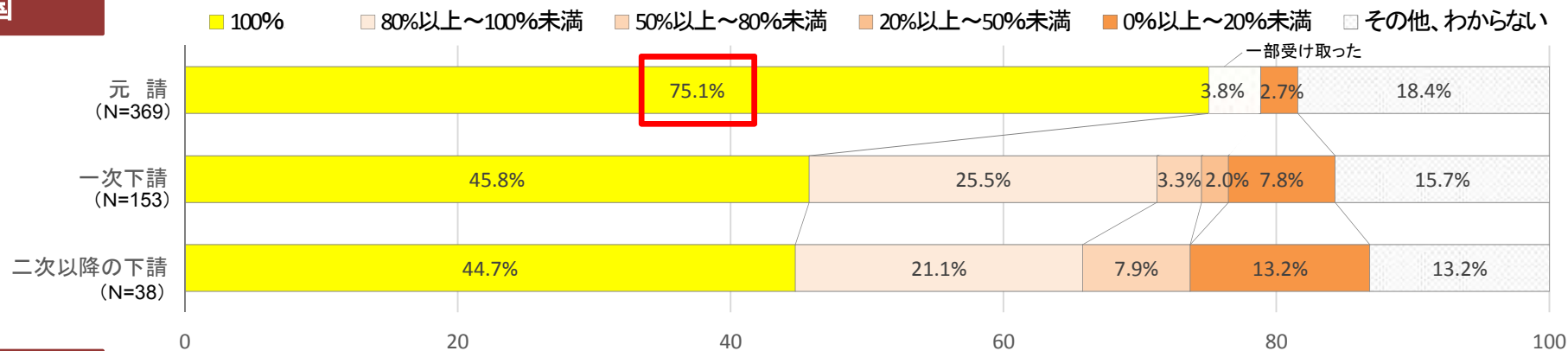
※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。

| 【調査の選択肢】 | 【分類】 |
|------------|----------------|
| 全額受け取った | → 100% |
| 一部受け取った | → 20%以上~100%未満 |
| 全く受け取っていない | → 0%以上~20%未満 |

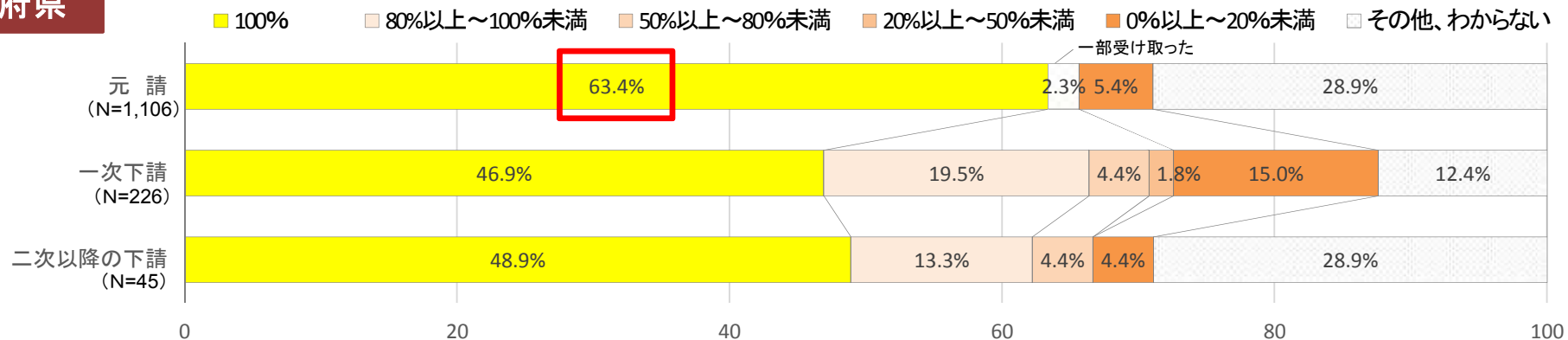
実態調査の結果(法定福利費の受取状況)

○ 公共工事の発注者別に法定福利費の受取状況を比較すると、市区町村発注工事において、元請が全額受け取れた工事の割合が低い傾向となっている。

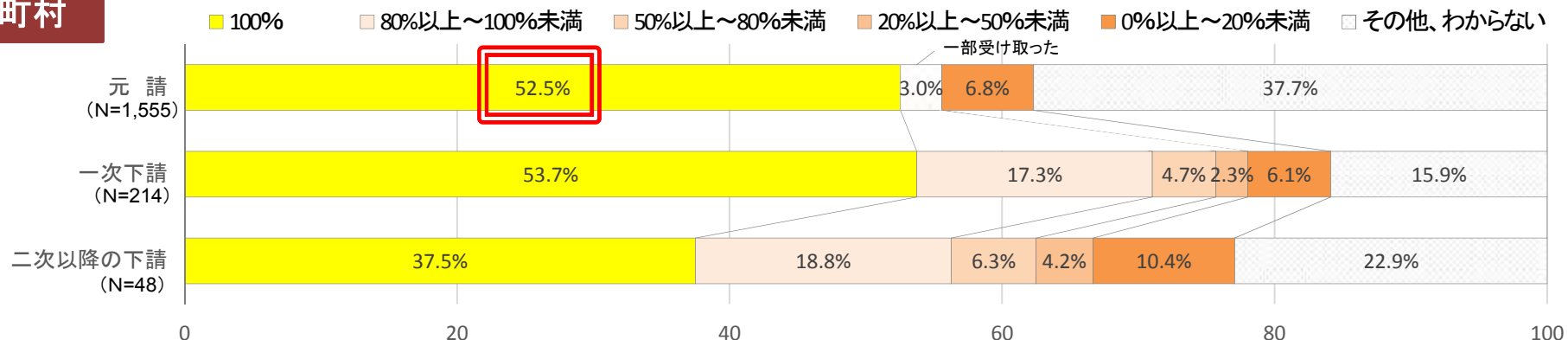
国



都道府県



市区町村



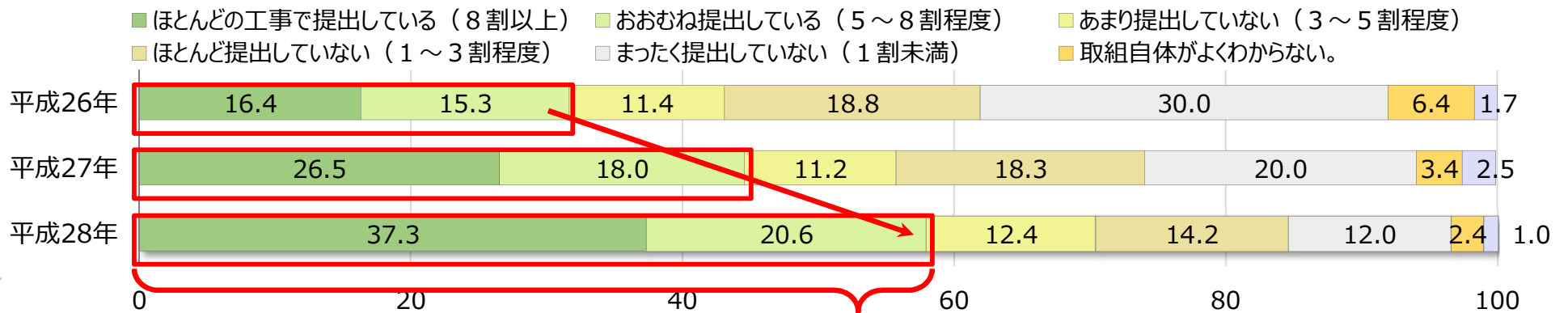
請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組(標準約款の改正)

改正の背景

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国土省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査(平成28年調査:回答数約3100件)



改正の内容

【平成29年7月25日中央建設業審議会にて改正・勧告】 57.9%

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】(例:公共工事標準請負契約約款) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条(A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

注(A)は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第3条(B) 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

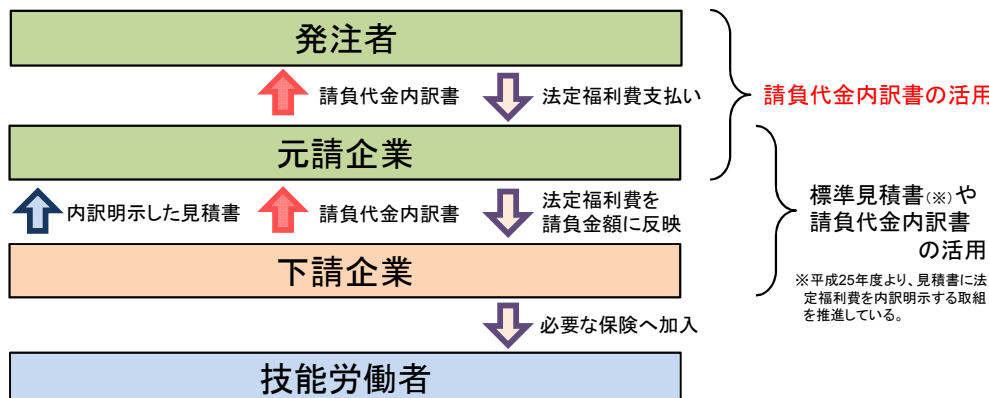
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿 (受注者) 住所: 氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
 契約年月日
 工期

| 工事区分 | 工種 | 種別 | | 単価 | 金額 |
|------|----|----|-------|----|------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| 工事費計 | | | | | 10,000,000 |

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。 19

請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について (国土交通省直轄工事における取組み)

1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むこととした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))。



2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

(周知内容)

- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合（50%以下を目安）に、事業者に対して記載の確認を行う。

(確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組(都道府県)

- 平成29年7月の公共工事標準請負契約約款の改正を踏まえて契約書を改正し、請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を導入している都道府県は14団体（約30%）に留まる。
- 規定を導入していない団体のうち、19団体は導入する予定がないと回答。

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について

| 規定を導入している団体 | | | 規定を導入していない団体 | | |
|----------------|------------------------|-------------------------|--------------|-----------------|-----------|
| 14団体 | | | 33団体 | | |
| 元請に提出させ、承認している | 契約締結後一定期間以内に元請に提出させている | 発注者が必要と認める場合に元請に提出させている | 導入を予定している | 導入を予定しているが時期は未定 | 導入する予定はない |
| 3団体 | 8団体 | 3団体 | 4団体 | 10団体 | 19団体 |

都道府県独自の取組の例

- 立入検査の際に各業者に対して、法定福利費の内訳明示の指導を行っている。
- 施工体制台帳に、各下請契約ごとに契約金額及び法定福利費の額を記載することとしている。
- 国土交通省直轄工事と同様に、入札結果の公表時に当該工事の予定価格に含まれる法定福利費の概算額を明示している。

- 国土交通省で昨年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 国・都道府県・市区町村ともに、概ね国土交通省の積算基準等を適用し、法定福利費を積算に適切に計上している。

① 積算における法定福利費（事業主負担分）の計上状況

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

| | 国交省の積算基準を適用しており、計上している | 独自の積算基準を活用しており、現場管理費率に含み計上している | 独自の積算基準を活用しており、現場管理費以外の項目に含み計上している | 計上していない |
|------|------------------------|--------------------------------|------------------------------------|----------|
| | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 |
| 国 | 17 | 0 | 0 | 1 |
| 都道府県 | 47 | 0 | 0 | 0 |
| 市区町村 | 1717 | 10 | 0 | 14 |

② 積算における法定福利費（本人負担分）の計上状況

| | 国交省の公共工事設定労務単価を適用しており、計上している | 独自の設計労務単価を適用しており、計上している | 計上していない |
|------|------------------------------|-------------------------|----------|
| | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 |
| 国 | 17 | 0 | 1 |
| 都道府県 | 47 | 0 | 0 |
| 市区町村 | 1708 | 8 | 25 |

- ① 社会保険加入対策の概要と加入状況等
- ② 未加入企業に対し建設業の許可・更新を認めない仕組みの検討状況
- ③ 法定福利費の確保
- ④ 建設業団体や地域における積極的な取組
- ⑤ その他

法定福利費を内訳明示した標準見積書作成ソフトウェアの開発(日本型枠工事業協会)

- (一社)日本型枠工事業協会では、クラウド上で法定福利費を内訳明示した見積書を作成することができるソフトウェアを開発し、企業へ提供を行っている(*)。 ※非会員企業への提供も行っている。
- ソフトウェアの活用により、必要な法定福利費を確保するための見積書の適切な作成が可能となるほか、見積書作成に要する事務手間の軽減や作業時間の短縮がなされることで生産性の向上等にも寄与。



<操作イメージ>

労務費計算

| 内訳項目(共通) | | | | | | | 型枠大工 | | | | |
|----------|--------|---------|----|-------|--------|---------|-------------|----------|-------|-------|--|
| 名称 | 仕様 | 数量 | 単位 | 歩掛 | 人工 | 人件費 | 金額 | 単価 | 数量 | 歩掛 | |
| 基礎型枠 | H#4000 | 3000.0 | ㎡ | 10.0 | 300.0 | ¥23,509 | ¥7,052,700 | ¥2,350.9 | 40.0 | 40.0 | |
| 地下型枠 | | 5000.0 | ㎡ | 8.0 | 625.0 | ¥23,509 | ¥14,693,125 | ¥2,938.6 | 35.0 | 35.0 | |
| 地上型枠 | | 15000.0 | ㎡ | 8.0 | 1875.0 | ¥23,509 | ¥44,079,375 | ¥2,938.6 | 35.0 | 35.0 | |
| 捨てコン用型枠 | | 600.0 | ㎡ | 100.0 | 6.0 | ¥23,509 | ¥141,054 | ¥235.1 | 200.0 | 200.0 | |
| 打履目地型枠 | | 1200.0 | ㎡ | 100.0 | 12.0 | ¥23,509 | ¥282,108 | ¥235.1 | 200.0 | 200.0 | |
| 化粧目地 | | 1800.0 | ㎡ | 100.0 | 18.0 | ¥23,509 | ¥423,162 | ¥235.1 | 200.0 | 200.0 | |
| 外構門扉 | | 200.0 | ㎡ | 4.0 | 50.0 | ¥23,509 | ¥4,701,800 | ¥5,877.3 | 35.0 | 35.0 | |
| 合計 | | | | | | ¥23,509 | | | | | |

社会保険料(本人負担分)の数量や歩掛を入力(赤囲い部分)
※人件費は既に計算済み(青囲い部分)

| 名称 | 数量 | 歩掛 | 金額 | 単価 |
|----|----------|---------|--------|------------|
| 全体 | 23,200.0 | 2,896.0 | ¥3,441 | ¥9,930,726 |

見積書完成

御見積書

御中

御 A 建設

下記の通りお見積申し上げます。

| | | | |
|-------|----------------------|-------|------|
| 工事名称 | ▲▲▲▲ | 提出期限 | ▲▲▲▲ |
| 施工費 | ¥149,904,000(税込) | 結算工種 | ▲▲▲▲ |
| 法定福利費 | ¥13,726,465(税込) | 現場費種 | ▲▲▲▲ |
| 合計 | ¥163,630,465(税込) | 工事番号 | ▲▲▲▲ |
| 施工場所 | ▲▲▲▲ | 項目番号 | ▲▲▲▲ |
| 特記事項 | 得意先申請後、場内小運搬用台車元請支給。 | 業者コード | ▲▲▲▲ |

法定福利費の補引きは不可。
会社名 日本型枠
住所 ▲▲▲▲
電話番号 ▲▲▲▲ FAX番号 ▲▲▲▲

| 名称 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------|--------|----------|--------|-------------|----|
| a 労務費 | | | | | |
| 基礎型枠 | H#4000 | 3,000.0 | ¥2,896 | ¥8,640,000 | |
| 地下型枠 | | 5,000.0 | ¥3,543 | ¥17,715,000 | |
| 地上型枠 | | 15,000.0 | ¥3,543 | ¥53,145,000 | |
| 捨てコン用型枠 | | 600.0 | ¥341 | ¥204,600 | |
| 打履目地型枠 | | 1,200.0 | ¥235 | ¥282,000 | |
| 化粧目地 | | 1,800.0 | ¥235 | ¥423,000 | |
| 外構門扉 | | 200.0 | ¥6,400 | ¥1,280,000 | |
| 計(a) | | 23,200.0 | ¥3,522 | ¥81,705,600 | |
| b 材料費 | | 23,200.0 | ¥1,066 | ¥24,731,200 | |
| c 型枠運搬費 | | 23,200.0 | ¥400 | ¥9,280,000 | |

<ソフトウェア活用による主なメリット>

○見積書の適切な作成

- ・地域や手取り賃金などを選択・入力することにより、見積書作成に用いる適切な単価(本人負担分を含む日額賃金)を自動算出
- ・更に、工事の数量や歩掛を入力することにより、法定福利費を自動算出

○見積書の作成事務の効率化

- ・作成した見積書を保存し、他の工事における見積書作成に活用が可能
- ・社内で見積書を共有可能(最終更新者も確認可能)
- ・タブレット型端末からも、見積書の作成や内容の確認が可能

○セキュリティの向上

- ・見積書はクラウド上に保存されるため、セキュリティも向上

見積書一覧(過去の見積書を活用可能)

| 名称 | 最終更新日時 | 最終更新者 |
|---------------|------------------|-------|
| ▲▲▲▲ 本社 | 2018/06/04 14:00 | ▲▲▲▲ |
| ▲▲▲▲ マンション | 2018/05/16 15:21 | ▲▲▲▲ |
| ▲▲▲▲ 庁舎新 新築工事 | 2018/02/09 11:46 | ▲▲▲▲ |
| ▲▲▲▲ 住宅木上原 | 2018/01/24 14:41 | ▲▲▲▲ |

単価算出(本人負担分を含む日額賃金の算出)

地域、保険料率設定年月、日額手取り賃金、平均労務日数などを選択・入力(赤囲い部分)

標準向別: 東京

保険料率設定年月: 2018年6月分(2018年7月納付)

本人負担分を含む日額賃金を算出(青囲い部分)

標準単価(型枠大工):

- 日額手取り賃金
- 日額賃金(本人負担含む)
- 法定福利費込日額人件費
- 公共
- 日額手取り賃金
- 日額賃金(本人負担含む)
- 法定福利費込日額人件費

| 型枠大工の種類 | 標準単価 |
|--------------|---------|
| 日額手取り賃金 | ¥20,000 |
| 日額賃金(本人負担含む) | ¥23,509 |
| 法定福利費込み日額人件費 | ¥27,165 |
| 公共工事設計労務単価 | ¥25,100 |
| 社会保険料内訳 | |

| 種類 | 標準単価 |
|--------|----------|
| 平均労務日数 | 23日 |
| 労務月額 | ¥540,707 |
| 標準総月額 | ¥530,000 |

※実際には上記以外の操作画面あり

法定福利費の確保に関する都道府県の取組事例

施工体制台帳への法定福利費の記載 (福島県における取組)

福島県発注工事における社会保険加入対策として、2次下請以下も含め加入企業に限定する、元請企業に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出を求めるといった取組に加えて、施工体制台帳に、各下請契約毎に契約金額及び法定福利費の額を記載させることとしている。(平成30年4月～)

参考様式第3号の2(施工体制台帳)

《下請負人に関する事項》

| | | | | | |
|---------------|-------------|-----------------------|-----------|------|--|
| 会社名 | | | 代表者名 | | |
| 住所 電話番号 | (TEL. - -) | | | | |
| 工事番号 | 第 号 | 下請契約金額 (うち法定福利費の額) | 円 | | |
| 工事名及び 工事内容 | (円) | | | | |
| 工期 | 日 年 月 日 | 契約日 | 年 月 日 | | |
| 建設業の 許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 | | |
| | 工事業 | 大規模建設業 第一種 第 号 | 年 月 日 | | |
| | 工事業 | 大規模建設業 第一種 第 号 | 年 月 日 | | |
| | 保険加入の | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | |

予定価格に含まれる 法定福利費概算額の明示 (千葉県における取組)

千葉県発注工事において、国土交通省直轄工事と同様に、入札結果の公表時に当該工事の予定価格に含まれる法定福利費の概算額を明示している。(平成30年4月～)

予定価格に含まれる法定福利費概算額について

工事名 : 工事
発注機関 : 事務所
開札日時 : 平成 年 月 日 時 分

| | |
|-------------------|---|
| 予定価格(税抜き) | 円 |
| 予定価格に含まれる法定福利費概算額 | 円 |

予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。

当概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

社会保険加入推進地域会議の全国展開

- 平成29年度より、地元の建設業者が参加し、社会保険加入に関する事例共有や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催する取組を実施。
- 平成30年度以降2年間において、関係自治体や建設業関係団体と連携して、「社会保険加入推進地域会議」を全国展開させる。

【平成29年度の開催状況】

| ブロック | 開催地 | 開催日 |
|------|------------|----------------|
| 北海道 | 北海道(札幌市) | 平成30年 2月20日(火) |
| 東北 | 宮城県(仙台市) | 平成30年 2月 5日(月) |
| 関東 | 埼玉県(さいたま市) | 平成29年11月20日(月) |
| 北陸 | — | — |
| 中部 | 愛知県(名古屋市) | 平成29年 7月20日(木) |
| 近畿 | 大阪府(大阪市) | 平成30年 2月14日(水) |
| 中国 | 広島県(広島市) | 平成30年 2月26日(月) |
| 四国 | 香川県(高松市) | 平成30年 3月 1日(木) |
| 九州 | 福岡県(福岡市) | 平成30年 2月15日(木) |
| 沖縄 | 沖縄県(那覇市) | 平成30年 3月27日(火) |

社会保険加入に積極的に取り組む企業へのPR支援

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

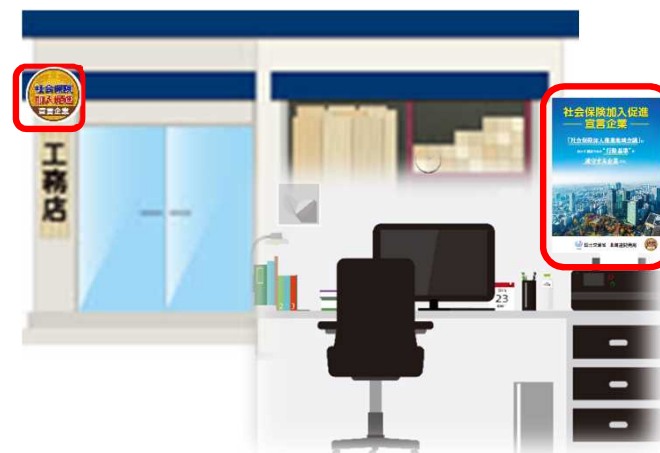
▼ 行動基準の採択

| 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準 | |
|-------------------------|---|
| 元請企業 | |
| 1. | 工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと |
| 2. | 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること |
| 3. | …(略)… |
| 下請企業 | |
| 1. | 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと |
| 2. | 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること |
| 3. | …(略)… |

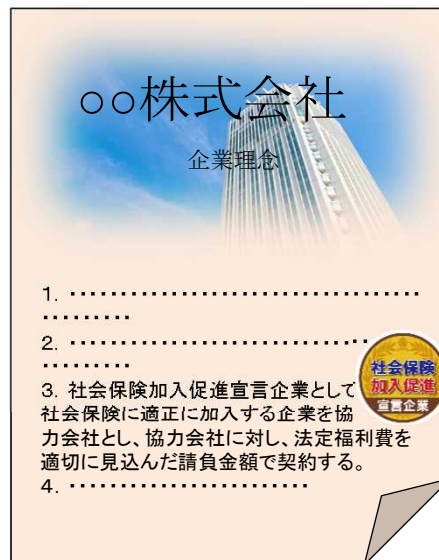
積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

ステッカー・ポスター等のデザイン

【ステッカー（特別版）】



※事例紹介した企業向けを想定

【ステッカー（通常版）】



【ポスター】



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

【電子フォーマット】



各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

※行動基準採択企業（事例紹介企業を除く）向けを想定

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、大阪府において大阪府建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、建設業者から自社での取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】平成30年2月14日

【主催】大阪府、(一社)大阪建設業協会、(一社)日本建設業連合会関西支部、建設産業専門団体近畿地区連合会、(一社)大阪府中小建設業協会、近畿地方整備局

【参加者】45団体、58名

<会議の様相>



<建設業者から社会保険加入について自社での取組を紹介>



○行動基準は賛成多数により採択

- 行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として近畿地方整備局のホームページに公表。
(2月19日より募集)

大阪府建設業社会保険加入推進地域会議

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「大阪府建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

| | |
|-----|--|
| 会社名 | |
| 代表者 | |
| 所在地 | |

<送付先・問い合わせ先>

大阪府建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課)

FAX 06-6942-3913 / TEL 06-6942-1141【代表】

大阪府建設業社会保険加入推進地域会議

目的

担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となって社会保険加入対策に取り組んできました。

5年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、地域レベルで理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものとなっています。

主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

①社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の発表

②社会保険の加入に向けて企業が守るべき『行動基準』の採択

を行います。

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

※『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、

近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

参加対象者

○大阪府内に拠点を置く建設業者

○大阪府内での施工実績を有する建設業者

※法人・個人は問いません。

※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

| | | | | | |
|-----|---------|-------|-------------|----------------|-------------|
| 大阪府 | 大阪建設業協会 | 近畿建専連 | 日建連 関西支部 | 大阪府 中小建設業協会 | 近畿 地方整備局 |
|-----|---------|-------|-------------|----------------|-------------|

建設業に係る社会保険加入促進

社会保険加入促進宣言企業

各府県で開催している「建設業社会保険加入推進地域会議」において「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言された企業（=社会保険加入促進宣言企業）を近畿地方整備局のホームページ上で公表しております。

また、社会保険加入促進宣言企業にステッカー、ポスターを配布し、その取組を対外的にPRできるよう支援を行っています。

▶ **社会保険加入促進宣言企業（他府県については、今後地域会議が開催されましたら募集を開始いたします。）**

• 大阪府 

• ※宣言対象者：大阪府内に拠点を置く建設業者、大阪府内での施工実績を有する建設業者

▶ **ステッカー・ポスター等のデザイン** 

まちづくり・建設産業

- ▶ [くにづくり](#)
- ▶ [まちづくり](#)
- ▶ [住まいづくり](#)
- ▶ [建設産業](#)
- ▶ [閲覧室](#)



和歌山県建設業社会保険加入推進地域会議

目 的

建設業における技能労働者の処遇の向上及び公平な競争環境の構築を目的に、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、平成24年度 of 取組開始から5年以上が経過し、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、地域において活躍する建設企業に理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

内 容

○建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介

○社会保険の加入に向けて建設企業が守るべき行動基準の採択

※『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募

集し、近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

○和歌山県内に拠点を置く建設企業

○和歌山県内での施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。また、建設業関係団体への加盟の有無も問いません。

本取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、是非ご参加ください。

日 時

《和歌山会場》平成30年9月21日（金）17：30～18：00

※先に開催される独占禁止法に関する研修会の終了後に開始します。

《田辺会場》平成30年9月27日（木）17：30～18：00

※先に開催される独占禁止法に関する研修会の終了後に開始します。

場 所

《和歌山会場》和歌山県民文化会館 大ホール（和歌山市小松原通り一丁目1番地）

《田辺会場》紀南文化会館 小ホール（田辺市新屋敷町1番地）

事前申込制

（別紙「参加申込書」により、平成30年9月7日（金）までにFAXにて申込み）

主催者 和歌山県、（一社）和歌山県建設業協会、建設産業専門団体近畿地区連合会、

（一社）日本建設業連合会関西支部、（一社）和歌山県営繕協会、近畿地方整備局

下請企業を含めた社会保険加入企業への限定(入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果)

- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
 ※市区町村には政令市を含む

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

| | 実施済(定期の競争参加資格審査等で確認) | | 未実施 | |
|------|----------------------|----------|----------|----------|
| | H29.3.31 | H28.3.31 | H29.3.31 | H28.3.31 |
| 国 | 18 ← | 17 | 1 ← | 2 |
| 都道府県 | 46 ← | 45 | 1 ← | 2 |
| 市区町村 | 1089 ← | 840 | 652 ← | 901 |

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

※設問が前年度と異なるため、前年度結果を参考値として()に記載

| | 全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定 | 一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定 | 全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定 | 一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定 | 対策未実施 |
|------|------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------------------------|----------|
| | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 |
| 国 | 8(←6) | 3(←3) | 0(←0) | 1(←0) | 7 |
| 都道府県 | 17(←8) | 5(←10) | 3(←1) | 0(←0) | 22 |
| 市区町村 | 280(←113) | 100(←55) | 89(←34) | 27(←6) | 1245 |

③ 社会保険等未加入業者への対応(1次下請業者) ※複数回答

| | 元請企業に対し加入指導 | 許可行政庁へ通報 | 社保担当部局へ通報 | 指導・通報体制なし |
|------|-------------|----------|-----------|-----------|
| | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 |
| 国 | 12 | 10 | 2 | 6 |
| 都道府県 | 38 | 30 | 18 | 2 |
| 市区町村 | 948 | 69 | 40 | 743 |

④ 社会保険等未加入業者への対応(2次下請業者以降) ※複数回答

| | 元請企業に対し加入指導 | 許可行政庁へ通報 | 社保担当部局へ通報 | 指導・通報体制なし |
|------|-------------|----------|-----------|-------------------|
| | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 | H29.3.31 |
| 国 | 10 | 8 | 2 | 6 |
| 都道府県 | 25 | 23 | 15 | 9 |
| 市区町村 | 885 | 55 | 35 | 802 ³⁴ |

下請企業を社会保険の加入企業に限定する取組について

| 規定を導入している団体 | | | | 規定を導入していない団体 | | |
|-----------------------|------------|-------------------|------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 35団体 | | | | 12団体 | | |
| 二次下請以降も含めて 加入企業に限定 | | 一次下請のみ 加入企業に限定 | | 導入を予定 している | 導入を 予定しているが 時期は未定 | 導入する 予定はない |
| 17団体 | | 18団体 | | 5団体 | 5団体 | 2団体 |
| 元請企業に対する違約罰の設定状況 | | | | | | |
| 二次以降も 含め設定 | 一次のみ 設定 | 設定 していない | 設定 している | 設定 していない | | |
| 4団体 | 2団体 | 11団体 | 6団体 | 12団体 | | |

平成30年度上期ブロック監理課長等会議事前アンケートによる
(平成30年5月実施)

都道府県独自の取組の例

- 工事の入札公告時に、「社会保険等未加入対策チラシ」を掲載し取組の周知を図っている。
- 建設業協会との意見交換会、建設業者向け説明会において、経営事項審査の説明に併せて社会保険の未加入対策についても説明を行っている。

平成30年度上期ブロック監理課長等会議事前アンケートによる
(平成30年5月実施)

- ① 社会保険加入対策の概要と加入状況等
- ② 未加入企業に対し建設業の許可・更新を認めない仕組みの検討状況
- ③ 法定福利費の確保
- ④ 建設業団体や地域における積極的な取組
- ⑤ その他

建設業許可業者における社会保険加入状況の「見える化」

- 現在のところ、大臣許可業者の加入状況を国土交通省HPに掲載。
- 知事許可業者の加入状況は、許可処理システムへの入力状況や厚生労働省への通報案件の回報状況等を踏まえ、掲載時期を検討。

建設業者
宅地建物取引業者
マンション管理業者
賃貸住宅管理業者
業者総括検索
HELP

建設業者 検索

商号又は名称 (全角カナ検索)
※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。

商号又は名称 (漢字検索)

AND条件 OR条件

許可番号 許可第 号~

所在地検索指定 都道府県選択
※本店選択が空欄時は営業所となります。

業種指定 業種(略号)

営業所キーワード

結果をソート 許可行政庁 検索結果表示 件ずつ表示
 検索

(補足説明) 「保険加入状況」は大臣許可業者を先行して掲載いたします。知事許可業者については準備が整い次第、掲載する予定です。※保険の加入状況に係る情報は、過去の許可申請等の際に、許可行政庁において確認した結果であり、現在のものではありません。現在の加入状況については、各事業者あてご確認をお願いいたします。

検索条件を入力してクリック

建設業者
宅地建物取引業者
マンション管理業者
賃貸住宅管理業者
業者総括検索
HELP

建設業者の詳細情報

業者概要

| | |
|------------|---------------------------|
| 許可番号 | 国土交通大臣許可 第123456号 |
| 商号又は名称 | 国土交通建設(株) |
| 代表者の氏名 | 国土 太郎 |
| 主たる営業所の所在地 | 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 |
| 電話番号 | 03-5253-8111 |

経営事項審査結果

建設業法に基づく監督処分等情報

国土交通省発注工事における指名停止処分情報

| | | | | | | | |
|-------------|--|----|----|----|---|---|---|
| 法人・個人区分 | 法人 | | | | | | |
| 資本金額 | 25,000千円 | | | | | | |
| 建設業以外の兼業の有無 | あり | | | | | | |
| 保険加入状況 | <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>健康</td><td>年金</td><td>雇用</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> | 健康 | 年金 | 雇用 | ○ | ○ | ○ |
| 健康 | 年金 | 雇用 | | | | | |
| ○ | ○ | ○ | | | | | |

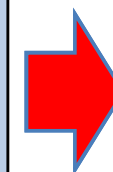
※1 保険の加入状況の表示は、以下のとおりです。
 「○」・・・加入又は適用除外
 「-」・・・確認中
 ※2 なお、保険の加入状況に係る情報は、過去の許可申請等の際に、許可行政庁において確認した結果であり、現在の加入状況を保証するものではありません。現在の加入状況については、各事業者あてご確認をお願いいたします。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 許可を受けた建設業の種類 | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 筋 | 舗 | し | め | 板 | 力 | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 | |
| | 2 | 2 | | | | 2 | 2 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |

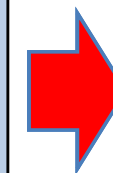
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

| 所属する事業所 | | 就労形態 | 雇用保険 | 医療保険 (いずれか加入) | 年金保険 |
|---------|---------|----------|--------|---|------|
| 事業所の形態 | 常用労働者の数 | | | | |
| 法人 | 1人～ | 常用労働者 | 雇用保険※2 | ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| | — | 役員等 | — | ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| 個人事業主 | 5人～ | 常用労働者 | 雇用保険※2 | ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| | 1人～4人 | 常用労働者 | 雇用保険※2 | ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 |
| | — | 事業主、一人親方 | — | ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 |

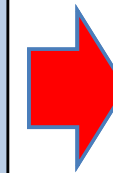
「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲



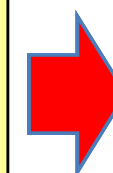
3保険



医療保険及び年金保険

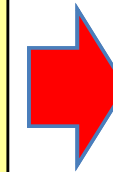


3保険



雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)



(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

□ : 個人の責任において加入するもの³⁸

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知徹底

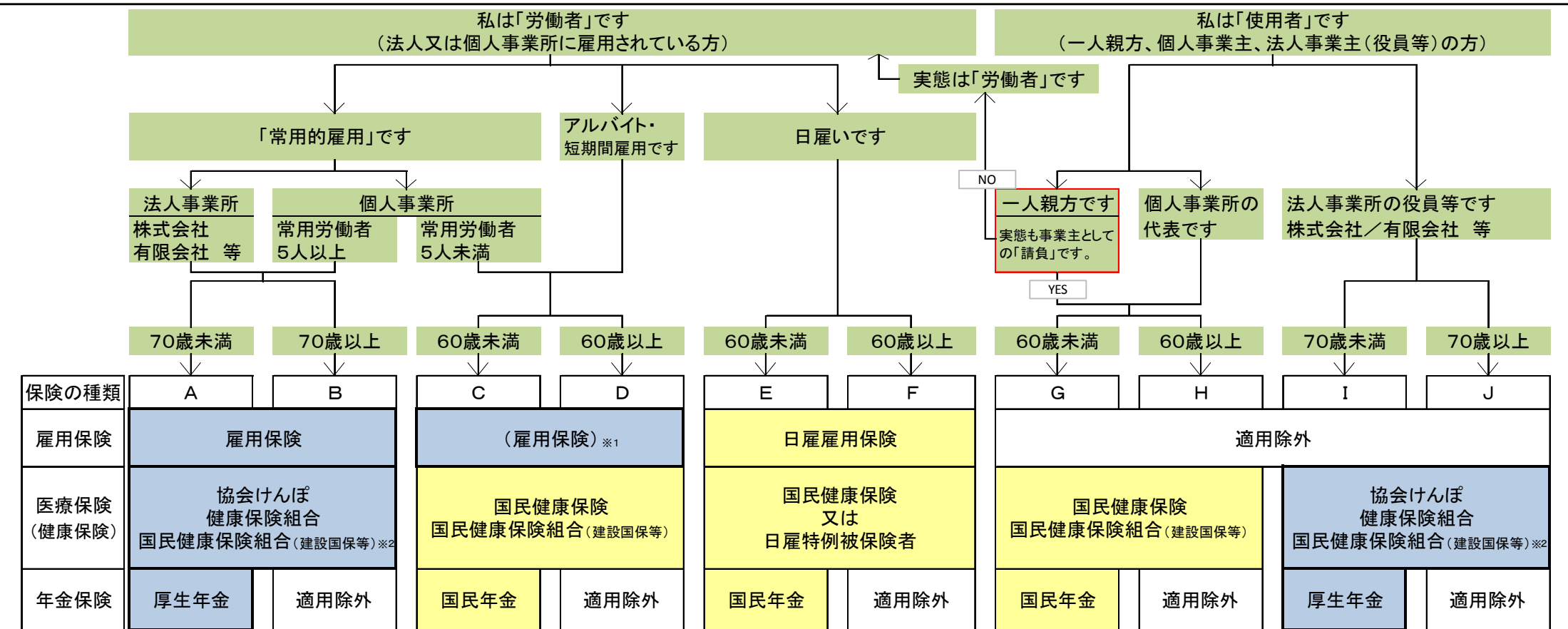
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」により加入指導等の対象としている「適切な保険」の範囲については、一昨年12月に注意点に関する事務連絡を発出、昨年4月には注意喚起の文書を国交省HPにて公表するなど、これまでも周知徹底に努めてきたところ。
- 一層の周知徹底を図るため、本年1月、全国社会保険労務士会連合会とも連携し、加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認できるリーフレットを作成し、社会保険の加入状況の確認及び加入指導に活用。

「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用

・フローチャートの活用により、個々の労働者の事業所の形態や年齢に応じた加入すべき社会保険の確認が可能。

※建設業関係団体に対し活用を呼びかける事務連絡を発出（平成30年1月26日付）

【イメージ】



 事業主に従業員を加入させる義務があるもの
=ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲

 個人で加入するもの

※1 週の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
 ※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。

建設キャリアアップシステムを活用した社会保険加入対策の検討

- 平成31年度より「本運用」が開始予定の建設キャリアアップシステムでは、システムに登録した技能者・事業者の社会保険加入状況について、簡易な確認が可能となる。
- また、システムに登録された社会保険加入状況に関する情報を反映させた作業員名簿の出力も可能。
- 建設キャリアアップシステムの導入を社会保険加入対策の合理化・適正化に繋げていくため、現場作業員の社会保険加入状況の確認など、建設キャリアアップシステムの具体的な活用方法等について検討を実施。
※システムの閲覧・出力機能に関する開発状況を踏まえつつ、検討開始予定

<主な検討内容(イメージ)>

1. 建設キャリアアップシステムの機能の確認

- システムに登録される情報
 - ・登録される情報の種類・内容はどのようなものか
 - ・情報の真正性や時点はどうなっているのか
- 閲覧・出力できる情報
 - ・誰が、どのような内容を閲覧・出力できるのか
 - ・どのような形式で閲覧・出力できるのか



- ・建設キャリアアップシステムの機能を確認・共有 (システムでどこまでできるのか)
- ・システムで必ずしも対応できない部分について、どのように補完するのかについて検討 (例)
 - ・システムに登録していない事業者や技能者の扱い
 - ・社会保険加入状況を証明する書類の提出がなかった場合の扱い など

2. 建設キャリアアップシステムの具体的な活用方法

- シチュエーションや対象に応じた具体的な活用方法を検討

下請企業の選定

現場に入場する技能者への対応

- システムのどの画面を確認すればよいか
- 確認にあたり留意すべき点は何か
- 具体的な確認や指導の手順 など

3. その他

- システム活用方法等の関係者への周知
- システムが導入された現場での加入対策の試行
- システムの機能面も含めた将来的な課題の整理
- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策に関して、システムが活用できないか検討